



畑作物共済

共済目的 大豆

加入できる農家 共済目的の種類等ごとの栽培面積が20㌶以上の農家

共済事故 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因(地震・噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収

加入方式

- ・ **半相殺方式**：被害耕地ごとの減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えた場合に共済金を支払う仕組み
- ・ **全相殺方式**：農家ごとの減収量が、その農家の基準収穫量の1割を超えた場合に共済金を支払う仕組み
- ・ **一筆単位方式**：被害耕地の減収量が、その耕地の基準収穫量の3割を超えた場合に共済金を支払う仕組み

共済金額（契約補償金額）

- ・ **半相殺方式、及び全相殺方式**：

$$\text{共済金額} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times \text{引受割合}$$

- ・ **一筆単位方式**：

$$\text{共済金額} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{基準収穫量} \times 7割$$

共済金（支払金額）

$$\text{共済金} = \text{単位当たり共済金額} \times \text{共済減収量}$$

[共済減収量]

半相殺方式：被害耕地ごとの減収量の合計 - 耕地ごとの基準収穫量の合計×2割

全相殺方式：農家の減収量 - 農家の基準収穫量の合計×1割

一筆単位方式：被害耕地の減収量 - 当該耕地の基準収穫量×3割